

案件

市内工場の再投資促進に向けた制度の具体化について

商工振興課

1. 政策等の背景・目的及び効果

本市では、市内工場の再投資を促進し、地域産業の活力維持や雇用の確保を図るため、一定規模以上の製造業の工場（以下「特定工場」という。）を対象とした緑地等の整備基準について、地域の実情に応じた基準を定める「枚方市工場立地法地域準則条例」の制定に向けた取組を進めています。

今般、令和7年11月の総務委員協議会においてお示しした条例（骨子）について、パブリックコメントを実施し、いただいたご意見の概要と市の考え方を取りまとめましたのでご報告するとともに、条例制定とあわせて策定する「特定工場と地域環境との調和を図るためのガイドライン（案）」について、ご報告するものです。

2. 内容

(1) パブリックコメントの実施結果について

- ・意見募集期間：令和7年（2025年）12月5日（金）から12月24日（水）まで
- ・意見提出者数：8人（10件）
- ・「枚方市工場立地法地域準則条例（骨子）」についてのパブリックコメント（結果公表）（資料1）

(2) 条例（骨子）からの変更について

パブリックコメントの結果を踏まえた、条例（骨子）の内容に変更はありません。

(3) 特定工場と地域環境との調和を図るためのガイドライン（案）について

条例の適用を受ける特定工場に対し、緑地の質的向上、環境負荷の低減及び周辺的生活環境への配慮等に関する基本的な考え方を示すため、「特定工場と地域環境との調和を図るためのガイドライン」を策定します。

本ガイドラインは、法令遵守を前提としつつ、工場と地域が相互に理解を深め、共生できる環境づくりを推進するための指針として位置付けるものです。

添付資料

- ・「枚方市工場立地法地域準則条例（骨子）」についてのパブリックコメント（結果公表） 資料1
- ・特定工場と地域環境との調和を図るためのガイドライン 資料2
- ・工場立地法及び枚方市工場立地法地域準則条例（案）の概要 参考資料

3. 実施時期（予定）

- 令和8年（2026年）2月 総務委員協議会へ報告
パブリックコメントの結果公表
- 3月 3月定例月議会へ条例案の提出
- 4月 枚方市工場立地法地域準則条例の施行

4. 総合計画等における根拠・位置付け

- 総合計画
- ・基本目標 安全で、利便性の高いまち
施策目標5 快適で暮らしやすい環境を備えたまち
 - ・基本目標 地域資源を生かし、人々が集い活力がみなぎるまち
施策目標21 地域産業が活発に展開されるまち
 - ・基本目標 自然と共生し、美しい環境を守り育てるまち
施策目標23 豊かな自然環境を大切にするまち



5. 関係法令・条例等

工場立地法

「枚方市工場立地法地域準則条例（骨子）」についてのパブリックコメント（結果公表）

「枚方市工場立地法地域準則条例（骨子）」についてのパブリックコメントにつきまして、市民の皆さまからご意見をいただき、ありがとうございました。お寄せいただきましたご意見と、ご意見に対する本市の考え方を以下のとおり公表します。

意見募集期間	令和7年12月5日（金）から令和7年12月24日（水）
意見提出者数	8人
公表意見数	10件

※1枚の意見提出用紙に複数のご意見を記入されている場合は、ご意見ごとに1件としています。

No.	ご意見の要旨	枚方市の考え方
1	<p>現行基準では工場として有効に活用できる面積が少ないため、緑地面積率の引き下げを希望する。</p> <p>【同様の意見 他2件】</p>	<p>市内には、敷地に余裕のない特定工場が多く立地しており、工場立地法に基づく現行の緑地面積率等の基準が、工場の建替えや生産設備の更新といった再投資を行う上で、大きな負担となっています。</p> <p>条例（案）では、工場立地法に基づく緑地面積率等の基準を地域の実情に応じて見直すことにより、市内の特定工場が設備更新や生産性向上に向けた再投資を行いやすい環境の整備を図ります。</p> <p>あわせて、緑地の質的向上や環境負荷の低減及び周辺的生活環境への配慮を確保するため、「特定工場と地域環境との調和を図るためのガイドライン」を策定し、条例とあわせて運用することで、地域と工場が調和しながら共生できる環境づくりを進めていきます。</p>
2	<p>緑地面積率の見直しが行われることで、工場の建替えや生産設備の更新に必要な用地の確保が可能となり、増産に向けた工場棟の新築についても検討しやすくなる。</p>	
3	<p>「特定工場と地域環境との調和を図るためのガイドライン」について、工場周辺の地域環境との調和を重視する市の考え方に共感する。工場の建替えや生産設備の更新、新築等を進めるにあたっては、緑地の配置の工夫や環境負荷の低減、周辺的生活環境の保全に寄与する取組を考慮しながら、実施していきたい。</p>	

4	<p>他市への移転を選択肢として検討している企業の話を目にすることがある。そうした中、本取組は市内工場の定着を促し、人口減少対策にも資する施策であると考えている。</p>	
5	<p>周辺環境との調和について、その趣旨は理解できるものの、工業団地内に立地する特定工場の場合、配慮の対象となる周辺環境の範囲が分かりにくい。</p>	<p>周辺環境との調和については、工業団地内に立地する特定工場においても、工場敷地周辺の道路、隣接する事業所や住宅地など、工場の立地状況に応じて配慮すべき対象が異なるものと考えています。</p> <p>そのため、ガイドラインにおいては、配慮の対象となる範囲を一律に定めるのではなく、各工場の立地条件や周辺環境の状況を踏まえ、敷地周辺部への緑地の配置や環境負荷の低減など、周辺環境との調和に配慮した取組を促す考え方を示しています。</p>
6	<p>「特定工場に求める取組の方向性」において示されている「良質な緑地の形成」について、環境施設の面積比率の算定に際し、何らかの配慮が検討されているか。</p>	<p>工場立地法の運用においては、国が公表している「工場立地法運用例規集」等に基づき、植栽の高さや形態による緑地面積の算定方法に違いはなく、環境施設面積の比率計算において特別な配慮や算定方法の違いは設けられていません。</p> <p>一方で、良質な緑地の形成は、工場緑地の質的向上や周辺環境への配慮につながる重要な取組であることから、法令上の算定方法とは別に、ガイドラインを通じて事業者の皆様に対し積極的に推奨していきたいと考えています。</p>
7	<p>食品や衛生材等を製造する工場では、厳格な防虫対策が求められており、緑地面積率のさらなる緩和を望む。草木の植栽は景観面での効果がある一方で、虫の発生源となる可能性があり、事業活動の支障となる場合があるため、太陽光発電設備等の環境施設を緑地として認定いただきたい。</p>	<p>工場立地法に基づく緑地面積率及び環境施設面積率については、市町村が設定可能な基準の上限値及び下限値を国が定めており、今回の条例（案）では、これら国の基準の範囲内で見直しを行っています。</p> <p>また、食品や衛生材等を製造する工場においては、厳格な防虫対策が求められ、植栽が事業活動に影響を及ぼす場合があることは認</p>

		<p>識しております。</p> <p>そのため、本条例（案）及びガイドラインの運用にあたっては、工場の業種特性や事業内容を踏まえた配慮が重要であると考えており、いただいたご意見は、今後のガイドラインの運用にあたっての参考とさせていただきます。</p>
8	<p>「地域社会との共生」については、緑地等の物理的な整備に限らず、地域活動への参加や人材面での支援など、社会貢献・人的な貢献の観点からも評価できるよう、具体的な取組内容や考え方を示してもよいのではないか。</p> <p>工場と地域との関係づくりにおいては、人的な関りや継続的な交流を重視する考え方も有効だと思う。</p>	<p>地域との共生の観点から、地域活動への参加など、社会的・人的な貢献も含めた取組みが重要であると認識しております。そのため、周辺地域の良好な生活環境の保全・向上に寄与する取組について、地域との関わり方や継続的な交流の観点も踏まえた具体的な事例を、ガイドラインを通じて示し、事業者による自主的な取組を促していきます。</p>

特定工場と地域環境との調和を図るための
ガイドライン
(案)

2026年(令和8年) ●月

目 次

1. はじめに（策定の背景・主旨）	
2. ガイドラインの対象者	
3. ガイドラインに基づく取り組みの方向性	
4. 良質な緑地の形成	
(1) 樹林地整備の優先	
(2) 敷地周辺部への重点配置	
(3) 緑の容積や視覚的な総量を増加させる緑化	
(4) 重複緑地の活用	
5. カーボンニュートラルの推進	
6. 地域社会との共生	
7. ガイドラインに関する手続き	

1. はじめに(策定の背景・主旨)

高度経済成長期の工業化に起因する公害問題への対策として制定された工場立地法（昭和49年3月施行）は、一定規模以上の製造業等の工場（以下「特定工場」という。）に対し、国が定める基準以上の緑地等の整備を義務付けています。しかし、施行から50年以上が経過し、大気汚染防止法や騒音規制法をはじめとする環境関連法制の充実、環境技術の進歩、企業による自主的な環境配慮の取組の進展等により公害問題は大幅に改善されてきました。本市においても、近年は特定工場に係る公害苦情が落ち着いた状況にあり、こうした環境を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、平成24年4月からは市が条例を定めることにより、国が定める基準に代えて、地域の実情に応じた緑地面積率等の基準を適用することが可能となっています。令和6年4月時点では、全国1,741市町村のうち約42%の市町村が独自の緑地面積率を定めています。

本市には、7つの企業団地をはじめとする産業集積地域が形成され、優れた技術を有する多くのものづくり企業が立地しています。これらの製造業は、従業員数や付加価値額の面から市内産業の中核を担い、地域経済や雇用を支える重要な存在です。一方で、高度経済成長期以前から操業する工場も多く、施設の老朽化への対応に加え、生産性向上や競争力強化、省エネルギー化や環境負荷低減、技術革新やDX化の進展に対応した設備更新が求められています。

しかし、国基準に基づく現行の緑地面積率は、敷地に占める緑地の割合が高く設定されており、工場の建替えや増設、設備投資などの制約となっているのが実情です。市内の特定工場に対する調査でも、約7割の工場が、再投資の障壁になっていると回答しています。この状況が継続すれば、企業の競争力低下のみならず、市外移転や撤退を検討する企業の増加を招き、地域経済の衰退や雇用の喪失といった市民生活への影響が懸念されます。

こうした課題に対応するため、枚方市産業振興対策審議会からの答申も踏まえ、地域の実情に即した独自の緑地面積率を定める工場立地法準則条例を制定します。これにより、既存工場の再投資を促進し、市内産業の持続的な発展と安定的な雇用の確保を目的としています。

一方で、工場緑地が有する騒音低減、大気浄化、防災、景観形成などの多面的な機能を将来にわたり維持・発揮していくためには、緑地面積率を柔軟化する場合であっても、周辺環境や工場の機能に応じた配置方法の工夫等により、緑地の「質」の向上を図ることが不可欠です。

また、各工場には、カーボンニュートラルや脱炭素社会の実現といった世界的な潮流を踏まえ、各工場においては環境負荷の低減に取り組むとともに、地域社会との共生に向けた取組を継続的に進めていくことが求められています。

これらの状況を踏まえ、工場の再投資を促進する環境整備と、緑地の質的な充実及び周辺地域の生活環境の保全との両立を図るため、工場立地法準則条例と合わせて、「特定工場と地域環境との調和を図るためのガイドライン」を策定するものです。本ガイドラインは、条例に定める周辺環境への配慮に関する努力義務を踏まえ、対象工場の設置者が緑地の質的な充実等に取り組む際の具体的な指針として位置づけるものです。

対象事業者の皆様には、本ガイドラインの策定趣旨をご理解いただき、積極的なご協力をお願いいたします。

枚方市では、市民、事業者、行政など多様な主体が連携し、「枚方市みどりの基本計画」に基づき、緑地保全や緑化推進を計画的に進めています。特に工業地域内における緑化については、敷地内におけるみどりの適正な配置や多様なみどりの確保を通じて、周辺地域の環境向上に寄与するみどりの創出を促進しています。

本ガイドラインは、工場立地法準則条例による市独自の基準を適用する場合においても可能な限り既存の緑地の維持を図るとともに、工場周辺地域に配慮した緑の創出や工場敷地の有効活用による多様な緑の形成、さらには事業者によるアダプトプログラムなどの地域貢献活動への参加を促進するなど「枚方市みどりの基本計画」の趣旨に即した取組を推進して行くものです。

2. ガイドラインの対象者

このガイドラインの対象は、市内で操業する特定工場のうち、「枚方市工場立地法準則条例」（以下「条例」という。）で緑地面積率等が緩和する区域に規定されている「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」に立地する事業者とします。

ただし、既に工場立地法第4条第1項の規定により公表された準則に基づき、最低限設置することが必要な緑地及び環境施設の面積を整備している事業者については、対象としません。

＜条例による緩和の内容＞

用途地域	国の準則		枚方市準則
	環境施設 面積率	うち緑地 面積率	
工業専用・工業地域	25%以上	20%以上	10%以上 5%以上
準工業地域	25%以上	20%以上	15%以上 10%以上
重複緑地の参入率	敷地面積×緑地面積率 ×25%以内		敷地面積×緑地面積率 ×50%以内

※地区計画で建築物の緑化率の最低限度が設定されている区域については、その制限を遵守する必要があります。

3. ガイドラインに基づく取り組みの方向性

ガイドラインの対象となる事業者の皆様にご協力いただき取組は次のとおりです。各取組の詳細は次ページ以降に示しています。

周辺環境との調和を促進

企業活動は立地する地域社会の景観、自然環境、生活の質に直接的または間接的な影響を与えます。工場の操業に当たっては、周辺地域の生活環境等との調和をより一層推進するよう努めてください。

良質な緑地の形成

緑地面積率等の緩和により、既存工場では再投資が促進される一方で、工場内の緑地面積が減少するケースが想定されます。緑地の整備計画によっては、緑地の持つ機能が十分に発揮されないまま、工場の操業に係る影響を周辺地域に及ぼすおそれがあります。

緑地機能の低下を防止するため、再投資を行う際にやむを得ず緑地面積の減少が伴う場合は、最小限の減少に留めるよう努めてください。また、緑地の持つ多面的な機能が最大限に発揮されるよう、「質」の高い工場緑地の形成に努めてください。

カーボンニュートラルの推進

気候変動による地球環境問題が深刻化し、脱炭素化の取組が急務となっています。企業活動においても、地球温暖化対策が重要課題として位置付けられているなか、工場の新設や増設、設備更新に当たっては、省エネや再生可能エネルギーの導入など環境負荷低減を図る設備投資に積極的に取り組んでください。

地域社会との共生

企業による地域貢献活動の重要性が高まるなか、企業活動における地域社会との調和や融合への配慮が求められています。地域社会との共生を意識し、環境保全への貢献活動に積極的に関与するよう努めてください。

4. 良質な緑地の形成

工場緑地は周辺環境との調和を図る上で非常に有用なものです。次の項目ごとの内容に則って、「質」の高い工場緑地の形成に取り組んでください。

(1) 樹林地整備の優先

工場敷地内の緑地整備において、単なる緑地面積を確保するだけでなく、高木・中木を主体とした樹林地の整備に努めましょう。樹木は、芝生や低木に比べて、二酸化炭素の吸収、大気浄化、遮熱、騒音の防止といった環境保全機能が格段に高く、景観の向上にも大きく寄与するため、「質」の高い緑地の根幹となります。

具体的な取り組み

●高木・中木の積極的な導入

地上部のボリュームを確保するため、成長後の高さが確保できる高木や中木を積極的に植栽する。植栽樹種の選択の際は、地域の自然環境との調和を図るため、郷土樹種の採用を検討する。

落葉高木：コナラ、アベマキ、ヤマザクラ、エゴノキ、エノキ、ムクノキ、リョウブなど

常緑高木：アラカシ、コジイ、クスノキ、クロガネモチ、ソヨゴ、ナナミノキなど

低木：アオキ、ヒサカキなど

(出典：環境省 第2回及び第3回自然環境保全基礎調査 植生調査報告書(大阪府))

●樹冠の立体的な確保

単なる列植ではなく、高木、中木、低木を組み合わせた複層的な緑地を形成し、立体的で厚みのある空間を生み出す。

* 樹冠…樹木の枝や葉が茂って冠状に広がる部分



(高木・中木・低木を組み合わせた、複層的な緑地を形成している例)

期待される効果

●大気浄化・遮熱効果の向上

高木・中木は葉の総量が多いため、二酸化炭素の吸収や大気汚染物質の吸着、日射遮蔽（遮熱）効果が大きく、低木や芝生などの緑地と比べて環境改善機能に優れています。

●騒音の緩和、景観の質的向上

立体的な緑は騒音の緩衝材としての役割を果たします。また、工場の無機的な外観を和らげ、周辺環境との調和を促進し、地域住民や従業員にうるおいを提供します。

●自然環境・生物多様性の保全

郷土樹種を植栽することで、周辺の樹林地との生物群との連携が期待されます。地域の自然環境の保全、生物多様性の確保への寄与が期待されます。

(2)敷地周辺部への重点配置

工場と周辺環境との間の緩衝帯機能や景観形成効果を最大限に引き出すため、工場の敷地境界や周辺道路に沿ったエリアに緑地を重点的に配置するよう努めてください。また、防災面でも不慮の事態への対応を考慮して、自敷地内での災害を最小限に留める防火区画や周辺への被害の拡大を防止する延焼防止帯の形成に努めましょう。

具体的な取り組み

●緩衝帯としての配置

周辺地域との緩衝帯として、敷地の周辺、特に道路や住宅地に面する部分に連続した樹林帯を設ける。さらに、火災等の延焼防止効果の高い樹種（※）を選定することや、多列・多層の植栽（高木・中木・小木を組み合わせる）とすることで、防災機能や緩衝機能を高める。

（※）参照:大阪府「災害に強い都市づくりガイドライン」（平成10年3月策定／平成17年1月改訂）
（P.48）「11. 防火効果の高い樹種による『防災植樹』を推進する。」

●地域景観への貢献

周辺の緑地や自然環境との連続性を意識した配置と樹種選定を行い、地域全体の緑化推進に貢献する。

●敷地外周の塀のセットバック及びネットフェンスなどへの改修

セキュリティや製品の品質確保、防犯などへの配慮をしつつ、可能な範囲で、塀などの構造物を敷地内部へセットバックしたり、ネットフェンスなどに置き換えることで、視界を確保したり、敷地内の緑地の恩恵を周辺住民が実感できるような構造とする。



（塀を後退させることで、植栽帯のスペースが広がり、より豊かな緑化を実現している例）



（ネットフェンスを活用して、緑地の視認性を高めている例）

期待される効果

●周辺環境への影響緩和

工場からの騒音、振動、粉じん、あるいは景観的な圧迫感を和らげる緩衝機能が強化され、地域住民の生活環境の保全に貢献します。

●防災機能の向上

敷地外周部の緑地が延焼防止帯として機能し、火災時などの災害リスクが低減されます。

●地域景観への貢献

道路や公共空間に面した部分に緑を重点的に配置することで、周辺地域からの「見える緑の量」が増え、良好な都市景観や街並みに貢献します。

(3)緑の容積や視覚的な総量を増加させる緑化

緑地等の面積については、原則として水平投影面積（土地や建物を真上から見たときの面積）により測定しますが、こうした面的な緑地の確保と同時に量的、質的な確保も重要です。そのため、緑の容量を示す「緑積」と、見える範囲の緑の状態を示す「緑視率」が高い緑地を整備するよう努めてください。

具体的な取り組み

●多層構造の植栽

高木層、中木層、低木層、地被層（芝生など）を組み合わせることで、密度の高い緑地を形成する。とりわけ、高さのある高木・中木の割合を高めることで、同じ面積でも高い緑積を実現する。

●樹冠の大きい樹種の採用

幹や枝が大きく広がる樹種を選定し、緑のボリュームを確保する。

●緑の連続性の確保

樹種の特徴にあわせて隣り合う樹木の間隔を調整し、将来的に樹木同士の枝葉が繋がるように配置することで、隙間のない緑の壁を形成する。

期待される効果

●環境改善効果の向上

緑積が大きくなることで、遮熱効果や大気汚染物質の吸着能力、騒音の緩和などの環境改善効果をより高く発揮します。

●視覚的緑量の最大化

工場敷地の外部や内部の歩行者・利用者の目線に入る緑の割合（緑視率）が向上し、心地よさや安らぎを提供します。

●生物多様性の保全

多層的でボリュームのある緑地は、多様な生物にとって生息空間を提供し、地域における生物多様性の保全に貢献します。

(4)重複緑地の活用

重複緑地は、生産施設の屋上・壁面に設置された緑地や駐車場の緑地など、他の施設と重なって設置する緑地を言います。重複緑地を積極的に活用することで、敷地の有効活用を図りながら緑地面積の確保に努めてください。重複緑地の活用は、緑地を敷地全体に分散配置させることや、立体的な緑化が進めやすいなどの利点もあります。

〔重複緑地の例〕

パイプの下の芝生、下が駐車場の藤棚、駐車場の緑地、屋上の緑地、壁面の緑地（フェンス、石垣、よう壁、屋外プラントなどを緑化する場合も含まれます）

具体的な取り組み

●屋上・壁面緑化

建物の屋上や壁面に緑化を導入する。特に屋上には耐候性と重量に配慮した植栽を選定し、適切な灌水・排水設備を設ける。壁面緑化には補助材などを設置し、建築物の壁面材の耐久を損なわないように配慮する。

●駐車場緑化

駐車場の車路や区画を、透水性舗装するなど併せて植樹帯や植栽マスを設けることで緑地として活用する。

期待される効果

●省エネルギー効果

建物の断熱性が向上し、空調負荷を軽減することで、工場の省エネルギー化に貢献します。

●ヒートアイランド対策

建物や駐車場からの照り返しや熱の放出を抑制し、地域全体のヒートアイランド現象の緩和に貢献します。

5. カーボンニュートラルの推進

産業部門はエネルギー消費量・CO₂排出量の大きな割合を占めており、工場においても脱炭素社会に向けた取組みの推進が期待されています。工場の設備更新や建物の建替え時は、GX（グリーントランスフォーメーション）化を促進する絶好の機会となります。これらの機会には、省エネルギー化や高効率化に加え、省資源化や廃棄物の削減・リサイクル、そして再生可能エネルギーの活用といった環境負荷の低減や、カーボンニュートラルの実現に向けた最新技術を活用した設備投資に積極的に取り組むよう努めてください。

具体的な取組み

- ・ 太陽光発電設備などの設置
- ・ 太陽光や風力、水力、地熱、バイオマスなどで発電された「再エネ電気」の導入
- ・ LED など高効率照明設備への切替え、高効率の製造設備の導入
- ・ 建物の断熱対策、省エネ改修、ZEB化 など

省エネルギー・省CO₂等に関する取組を推進されるにあたり、以下の相談窓口や支援制度をご活用ください。

<相談窓口>

- ・ 枚方市 環境部 環境政策課 TEL 050 - 7102 - 6005
環境施策、市の再生可能エネルギー活用に関する補助制度、省エネルギー及び省CO₂等の取組みに関するご相談
- ・ おおさかスマートエネルギーセンター
(大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課内) TEL 06 - 6210 - 9254
創エネ・省エネ・畜エネ・節電に関するご質問やご相談、国や府の支援制度のご紹介
- ・ 北大阪商工会議所 TEL 072 - 843 - 5151
企業事例の紹介、各種補助金活用のご相談

<その他の支援制度>

- ・ 地域産業基盤強化奨励金
産業集積地域における製造業の新規立地・増設・設備投資への支援
【お問合せ先】枚方市 観光にぎわい部 商工振興課 TEL 072 - 841 - 1325
- ・ 中小企業等のカーボンニュートラル支援策（経済産業省・環境省など）
カーボンニュートラル対応を進める際に活用できる対応策がまとめられています。
https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/SME/index.html

6. 地域社会との共生

工場は、地域社会の一員として、企業の経済活動を進めるうえで、地域社会と多様な関わりを持っています。地域との共生の観点から、周辺地域における良好な生活環境の保全・向上に寄与する取組への参加、支援に努めてください。

<地域貢献活動への参加>

活動の種類	取組名	お問い合わせ
周辺地域の 美化活動	枚方市アダプトプログラム 市民グループや地元企業の方に、市が管理している道路や公園など公共の場において、継続的に美化活動を実施していただくもの。 活動区域：市が管理する道路や公園、駅周辺など複数の公共場所	枚方市 環境部環境事業課 TEL 072 - 849 - 7969
	枚方市公園、緑地等のアダプトプログラム 市民グループや地元企業の方に、市が管理する公園・緑地で一定の区域を決めて、定期的に清掃や除草などの環境美化活動に取り組んでいただくもの。 活動区域：市が管理する公園や緑地	枚方市 土木部公園みどり課 TEL 072 - 841 - 1404
	大阪府アドプト・ロード 大阪府が管理する道路の一定の区間において、市民グループや企業等の方々に、美化活動を継続的に実施していただくもの。 活動場所：大阪府が管理する歩道、植樹帯、橋梁、歩道橋	枚方土木事務所 維持保全課 TEL 072 - 844 - 1331
河川における 美化活動	ひらかたクリーンリバー 天野川、穂谷川、船橋川において実施する、ボランティアによる清掃活動。	枚方市 環境部環境政策課 TEL 050 - 7102 - 6003
	大阪府 アドプト・リバー 市民グループや企業等の方の賛同を得て、美化活動を継続的に実施していただくもの。 活動場所：大阪府が管理する河川区域	枚方土木事務所 維持保全課 TEL 072 - 844 - 1331
里山の保全 活動	大阪府アドプトフォレスト 大阪府内の森林で森づくり活動への参画を希望する企業・団体と森林所有者を大阪府がマッチングする制度。	大阪府環境農林水産部みどり推進室 森づくり課 森林支援グループ TEL 06 - 6210 - 9556

＜地域の緑化や美化活動等への支援＞

支援の目的	支援先	お問い合わせ
緑化推進活動への支援	花と緑のまちづくりの基金への寄付 まちなかの緑化活動の推進に活用するための基金。	枚方市 土木部公園みどり課 TEL 072 - 841 - 1404
里山保全活動への支援	枚方市東部地域里山保全基金への寄付 東部地域の里山の保全を図る活動に活用するための基金。	枚方市観光にぎわい部 農業振興課 TEL 072 - 841 - 1348

企業版ふるさと納税が活用できる場合があります。

企業版ふるさと納税制度を活用して企業が寄付を行った場合、法人関係税から税額の控除を受けることができます。

※1件あたり10万円以上の寄付が対象。枚方市に本社がある企業からの寄付は対象外。

（お問い合わせ：枚方市市長公室広報プロモーション課 TEL 072 - 841 - 1258）

＜その他の地域貢献活動[一例]＞

内容	お問い合わせ
地域住民向けに工場を開放したイベントの開催	枚方市観光にぎわい部 商工振興課 TEL 072 - 841 - 1325
地域や行政による各種イベントへの協賛、協力、ボランティア	
災害発生時の避難場所や物資集積所の提供、支援物資の拠出	
体育館・グラウンド等の施設の市民への貸出	
社会見学や職業講話などの教育活動への協力	

上記は、あくまで地域貢献の活動の一例を示したものです。工場の立地や特性、地域との関係性を踏まえ、実施可能な取り組みに積極的に努めてください。

7. ガイドラインに関する手続き

特定工場の新設や、既存の特定工場の建て替え、増改築などを検討させる際には、事前に枚方市の担当窓口（観光にぎわい部 商工振興課 TEL 072 - 841 - 1325）までご相談ください。

工場立地法及び枚方市工場立地法地域準則条例（案）の概要

1. 工場立地法の概要

昭和49年（1974年）に施行された工場立地法は、高度経済成長期の工業化に伴う公害問題への対策として、一定規模以上（敷地面積9,000㎡以上または、建築面積3,000㎡以上）の製造業等の工場（以下「特定工場」という。）に対し、緑地等の整備を義務付けています。その後、平成24年（2012年）からは、国の定める範囲内で、自治体が地域の実情に応じて緑地面積率等の基準を独自に設定できる「地域準則条例」制度が設けられています。

2. 枚方市工場立地法地域準則条例（案）の概要

(1) 適用区域

市内の工業地域・工業専用地域及び準工業地域を対象とし、住居・商業地域及び市街化調整区域は現行基準を継続します。

※ただし、地区計画で建築物の緑化率の最低限度が定められている区域については、その基準を満たす必要があります。

(2) 緑地面積率等の見直し

国の準則（環境施設面積率25%以上、うち緑地面積率20%以上）に対し、本市では以下の基準を設定します。あわせて、屋上緑化や緑化駐車場などの緑地以外の施設と重複する緑化部分（重複緑地）について緑地面積率の50%まで算入できるようにして、柔軟な運用を可能とします。

用途地域	国の準則（現行）		→	枚方市準則（案）	
	環境施設面積率	うち緑地面積率		環境施設面積率	うち緑地面積率
工業専用・工業地域	25%以上	20%以上		10%以上	5%以上
準工業地域	25%以上	20%以上		15%以上	10%以上
重複緑地の参入率	敷地面積×緑地面積率×25%以内			敷地面積×緑地面積率×50%以内	

※ 緑地：樹木や芝生、地被植物が生育する部分。

※ 環境施設：緑地・噴水・池・広場・屋内外運動施設・太陽光発電施設等が設けられた部分。

※ 重複緑地：樹木・芝生・地被植物が生育する部分と緑地以外の施設が重複する部分のことで、一定の割合まで緑地として算入することが可能。

（例）緑化駐車場、屋上緑化など

(3) 周辺環境への配慮

条例の適用を受ける特定工場については、緑地の質的向上や環境負荷の低減、周辺生活環境の保全に配慮することを求めます。これらを着実に推進するため、「特定工場と地域環境との調和を図るためのガイドライン」を策定し、緑地の配置や整備の考え方など、具体的な指針を示します。